

No. C14-01

平成 26年 1月

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
 この度、「保医発1227第4号」により下記検査項目について検査実施料の新設等が通知されましたのでご案内いたします。

敬白

記

- 適用日 : 平成 26年 1月 1日から適用
- 検査実施料が新設された検査項目及び内容

検査項目名	保険点数	判断料	診療報酬点数表区分	備考
プレセプシン定量	320点	生化学的検査(I)判断料	「D007」血液化学検査の47	ア.プレセプシン定量は、区分番号「D007」血液化学検査の「47」プロカルシトニン(PCT)定量の所定点数に準じて算定する。 イ.本検査と区分番号「D007」血液化学検査の「47」プロカルシトニン(PCT)半定量、プロカルシトニン(PCT)定量又は区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「32」エンドトキシン検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 ウ.本検査は、敗血症(細菌性)を疑う患者を対象として測定した場合に算定できる。

検査項目名	保険 点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
ヒトメタニューモウイルス抗原定性	150点	免疫学的検査判断料	「D012」 感染症免疫学的検査の21	<p>ア.ヒトメタニューモウイルス抗原定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「21」RSウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ.本検査、本区分「11」ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、若しくは「19」ノイラミニダーゼ、若しくは「21」インフルエンザウイルス抗原定性又は本区分「21」RSウイルス抗原定性のうち3項目を併せて実施した場合には、主たるもの2つに限り算定する。ただし、本区分「11」ウイルス抗体価（定性・半定量・定量）のインフルエンザウイルスA型若しくはインフルエンザウイルスB型、「19」ノイラミニダーゼ又は「21」インフルエンザウイルス抗原定性を併せて実施した場合は1項目として数える。</p> <p>ウ.本検査は、当該ウイルス感染症が疑われる6歳未満の患者であって、画像診断により肺炎が強く疑われる患者を対象として測定した場合に算定する。</p>
抗ARS抗体	190点	免疫学的検査判断料	「D014」 自己抗体検査の13	<p>ア.抗ARS抗体は、区分番号「D014」自己抗体検査の「13」抗セントロメア抗体定性の所定点数に準じて算定する。</p> <p>イ.本検査と本区分「9」抗J○-1抗体定性、抗J○-1抗体半定量又は抗J○-1抗体定量を併せて実施した場合は主たるもののみ算定する。</p> <p>ウ.本検査と本区分「9」から「11」までに掲げる検査を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点を算定する。ただし、本検査と本区分「9」抗J○-1抗体定性、抗J○-1抗体半定量又は抗J○-1抗体定量を併せて実施した場合は1項目として数える。</p>